

居住安定援助計画認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

京都市長



年 月 日付け 第 号で認定した居住安定援助計画について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第56条第 項第 号の規定に基づき認定を取り消しましたので、同条第3項の規定により通知します。

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 認定取消の理由

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は京都市長となります。）を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することもできます。ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。